

千葉県放課後児童クラブガイドライン



千葉県

この放課後児童クラブガイドラインを読んでいただくにあたり

放課後児童クラブ（学童保育）は、その運営形態により次の3種類に分けられます。

- ① 公設公営 市町村が設置し、運営も行うクラブ
- ② 公設民営 市町村が設置し、運営を委託しているクラブ
- ③ 民設民営 市町村以外の者が設置し、父母会、NPO法人などが運営しているクラブ

このガイドラインでは、次のように定義しています。

設置者 放課後児童クラブ（学童保育）の設置をしている者

*千葉県においては設置者の多くは市町村となっています。

運営責任者 放課後児童クラブ（学童保育）の運営をしている者

*設置者が運営を委託している場合は、委託を受けて事業を運営している者

このガイドラインは、運営形態を問わず全ての放課後児童クラブ（学童保育）を対象とし、千葉県次世代育成支援行動計画推進作業部会に平成17年8月に設置した「放課後児童クラブガイドライン研究会」において検討をいただき、パブリックコメントや市町村への意見照会を踏まえ策定したものです。

放課後児童クラブガイドライン研究会

片山 喜久子	千葉市立源小学校	
木下 敬三	親子わいわいネット・さんむ	
栗原 潔	千葉県学童保育連絡協議会	公募
小松崎 真一	船橋市塚田放課後児童ルーム	公募
鈴木 隆司	千葉大学教育学部	(会長)
高村 リュウ	NPOパレット	公募
森田 雄司	児童養護施設子山ホーム	(副会長)
山口 純子	八千代ケナフの会	公募
吉田 信博	習志野市立第四中学校	

放課後児童クラブ（学童保育）ガイドライン策定にあたり

放課後児童クラブ（学童保育。以下、放課後児童クラブとします。）は、共働き家庭や一人親家庭など、働きながら子育てをしている（しなければならない）親たちが安心して働き続けることが出来るようにという願いを受けて誕生しました。以後、共働き家庭や一人親家庭の増加にともない、その必要性は大きく高まり平成9年には児童福祉法に位置づけられるようになりました。（平成10年4月施行）

児童福祉法第6条の2第2項（注 平成18年4月に改正）では、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」とあります。

放課後児童クラブは、ここでいう子どもの放課後における「適切な遊び及び生活の場」にあたるものです。それは、親が安心して就労できるためだけにある施設ではなく、子どもが遊びや生活を通してすこやかに成長・発達することを質的に保障する場であるという目的を示しています。

放課後児童クラブは、単に放課後、行き場のない子どもを預かるだけ・預けるだけの場所ではありません。子どもの最善の利益を保障するために、また、子どもの人権を尊重するという立場からも、子どもが安心して豊かな放課後をすごせる居場所となってほしいと思います。

いかに、その量的拡大が必要であるからといって、質的向上を抜きに考えることはできません。放課後児童クラブは、放課後の子どもの成長と発達を保障し、子どもの自立を支援することを目的として、放課後児童クラブを理解する指導員、共に子育てに参画する保護者が手を取り合って運営していく場所です。

当然ながら、子育ては指導員と保護者が子どもを真ん中に共につくり上げていくものです。どちらか一方に任されるものでも、どちらかの都合にあわせて運営されるものでもありません。また、放課後児童クラブは、地域がこれを支えることによってより充実したものになります。

しかし、放課後児童クラブが上記の目的の下、運営されるためには、適切かつ安全な施設の設置、適切な指導員の配置、子どもの生活を豊かにする事業の実施と管理、障害児の受け入れなど様々な問題があります。放課後児童クラブの質的向上を図るためには、放課後児童クラブの関係者が「放課後児童クラブの施設や運営はこうあるべき」というよりどこを示すことが必要であり、このガイドラインは、上記の目的の下に諸問題についてのよりどころとして望ましい水準を示しました。

県としては、放課後児童健全育成事業を進める上からも、県内の放課後児童クラブがこの水準に沿って運営されるように努力することが急務であるとの認識をもってしています。ただ、現在、県内にある放課後児童クラブは様々な事情から、様々な運営形態・実施状況にあり一律にこれを改善することは現実にはかないません。すこしでも目指すところに近づくことが出来るようにガイドラインの普及に努力してまいります。

また、放課後児童クラブの設置者、運営責任者、指導員、保護者、地域の方など子どもの健全育成に関わる方には、ぜひこのガイドラインをお読みいただき、よりよい放課後児童クラブの運営と子どもの成長・発達に寄与していただけるようお願いいたします。

なお、このガイドラインは、千葉県次世代育成支援行動計画推進作業部会の専門部会である「放課後児童クラブガイドライン研究会」の委員の皆様をはじめ関係者の多大なるご尽力をいただきまとめられたものです。

皆様に厚くお礼申し上げます。

平成19年1月

千葉県健康福祉部児童家庭課長

目 次

I	総 則	1
1	事業目的	1
2	対象児童及び入所要件	1
	(1) 対象児童	1
	(2) 入所要件	1
3	開設日・開設時間	1
	(1) 開設日	1
	(2) 開設時間	2
4	規模	2
5	施設・設備	2
	(1) 必要な施設	2
	(2) 必要な設備	3
	(3) 施設の広さ	3
6	利用料	3
	(1) 利用料の徴収	3
	(2) おやつ・昼食代	3
II	入所に関すること	4
1	入所に関すること	4
	(1) 入所案内	4
	(2) 入所申請・入所の決定について	4
	(3) 入所説明会	4
III	指導員に関すること	5
1	指導員に関すること	5
	(1) 資格	5
	(2) 職務範囲	5
	(3) 労働条件について	6
	(4) 指導員のモラル	6
2	指導員の研修	7
	(1) 研修の機会の保障	7
	(2) 研修の内容	7

IV	保育（事業の運営・管理）	8
1	保育内容	8
	（1）登室、降室について	8
	（2）出欠について	8
	（3）おやつ・食事について	8
	（4）子どもの健康管理	8
	（5）子どもの活動	9
	（6）運営方針・事業計画	9
	（7）保護者との協力	9
	（8）地域との交流	9
2	子どもの安全管理	9
	（1）体制の整備	9
	（2）傷害保険等の加入	10
3	保護者の保育参加と保護者会の設置	10
4	苦情・要望への対応	10
	（1）苦情・要望の範囲	11
	（2）苦情・要望を聞き取る姿勢	11
	（3）苦情・要望に対応する体制	11
	（4）苦情・要望への対応から生まれる効果	11

《放課後児童クラブ（学童保育）の望ましい水準を示すガイドライン》

I 総 則

1 事業目的

放課後児童クラブ事業は、公立私立を問わず小学校及び盲・ろう・養護学校小学部に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後、及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭にかわる適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする事業です。

各市町村が責任を持ってその推進にあたるとともに、放課後児童クラブの設置者は、その目的を十分に踏まえた適切な運営が行われるよう、必要な運営費を確保することとします。

また、事業の実施にあたっては、保護者や地域の積極的な参画を必要としています。

2 対象児童及び入所要件

(1) 対象児童

市町村に在住又は在学している小学校及び盲・ろう・養護学校小学部の1年生から6年生で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とします。

ただし、受け入れにあたっては1年生から3年生までの低年齢の児童及び障害児を優先させつつ、その他の児童を積極的に受け入れることとします。

(2) 入所要件

- ① 保護者の労働の他、就労準備のための通学、職探し、疾病、療養、出産、家族の介護、その他何らかの事由で保護者が保育にあたれない場合。
- ② その他、運営責任者（設置者）が必要と認める場合。

3 開設日・開設時間

(1) 開設日

開設日は各放課後児童クラブで運営責任者（設置者）、指導員、保護者の間で協議の上定めることとします。

ただし、基本的に下記に該当する日は開設することとします。

- ① 平日の放課後、土曜日、夏休み、秋休み（2期制の前・後期の間の休業日）、冬休み、春休み
- ② 学校休業日などで必要とされる日

重要な感染症が生じた場合、災害などで施設が運営できない状況になった場合は閉室することができることとします。

ただし、こうした不測の事態を想定して、運営責任者（設置者）、指導員は保護者と事前に十分な協議をしておく必要があります。

（2）開設時間

開設時間については原則として下校後から午後6時までとし、学校休業日は午前8時から午後6時までとします。

ただし、親の就労状況・通勤時間や子どもの状況が地域により違いが大きいので、開始時間及び終了時間を変更することができることとします。

4 規模

40名を限度としますが、40名を超える場合は相当の指導員を増員し、規模を2つに分けるなど施設設備などの条件整備に努めることとします。

市町村は、小学校区ごとに将来に渡る利用者需要を考慮し、必要な放課後児童クラブを設置するように努めることとします。

5 施設・設備

放課後児童クラブの施設は、子どもが安心してすごせる場を保障するために、衛生的で安全な生活の場にふさわしい専用の施設を設置するよう努めることとします。

また、障害を持つ子どもの利用が可能なようにバリアフリー化に努めることとします。

（1）必要な施設

- ・生活室（クラブ室）
- ・遊び場（屋内・屋外）
- ・静養室
- ・事務室
- ・トイレ（クラブ用に設置されたもの）
- ・玄関
- ・足洗い場
- ・台所（専用）
- ・温水シャワーのついた手洗い場
- ・2方向以上の避難経路

(2) 必要な設備

- ・児童用ロッカー ・下駄箱 ・傘立 ・座卓 ・本棚 ・事務机、椅子
- ・指導員用ロッカー（施錠できるもの） ・冷蔵庫 ・食器戸棚
- ・電話（FAX付） ・布団 ・掃除機 ・救急箱 ・物置
- ・消火器などの消防設備など防災の設備
- ・防犯ブザーや施錠など不審者対策、防犯設備

特に、子どもが生活する生活室（クラブ室）は、適度な採光や通風に配慮し、空調装置（冷暖房）、カーテンやブラインド、網戸、その他子どもの生活に必要な備品を備えることとします。

また、家具の転倒防止策、ガラスの飛散防止フィルムなど安全についても配慮します。

(3) 施設の広さ

子どもが主に活動する場所（生活室）については、子ども一人あたり1.65平方メートル以上の広さを確保することとします。

6 利用料

(1) 利用料の徴収

放課後児童クラブの利用にあたり、設置者（運営責任者）は、利用料を徴収することとします。

ただし、利用料の納入義務者が特別な事情があり、利用料の納入ができないときは、その一部または全部を免除することができることとします。

(2) おやつ・昼食代

おやつ、昼食代等個人の直接消費するものは、利用料とは別に個人の負担とし、徴収した料金に関しては、会計報告を実施して適正な使用を証明することとします。

II 入所に関すること

1 入所に関すること

(1) 入所案内

- ① 市町村は、放課後児童クラブについて、公設・民設に関わらず、入所案内を作成し、インターネット、広報紙、パンフレットなどを通じて広く周知を図ることとします。
- ② 入所案内には、事業目的、入所手続き方法、申請書類、利用料、クラブの設置場所等を分かりやすく記載することとします。
- ③ 入所案内は、ホームページに掲載する、申請書類をダウンロード可能にする、小学校で配布する等就労している保護者が入手しやすいよう工夫することとします。

(2) 入所申請・入所の決定について

- ① 入所期間は入所を承認した月から、その年度末までを原則とし、随時入所及び退所を可能とします。
- ② 入所を希望する場合、保護者は入所申込書を提出することとします。また、継続して利用する場合にも、年度ごとに入所申込を必要とします。
なお、入所申込書には、児童の生活状況、保護者の状況などを記載し、その他必要な書類を添付することとします。
- ③ 入所に関しては、必要に応じて指導員の意見を踏まえて、設置者（運営責任者）が判定し、保護者に通知します。また、判定にあたっては保護者の納得が得られるよう配慮することとします。特に、やむを得ずその入所を断る場合は、その理由を付して保護者に通知することとします。なお、保護者が入所の可否の決定について不服がある場合は申し立てができるよう、その手続きについて周知することとします。
- ④ 保護者以外の同居人（祖父母等）がいること、児童が障害を持っていることを理由に入所を断らないこととします。
- ⑤ 設置者（運営責任者）及び指導員は、入所申込書をもとに面接をすることができることとします。

(3) 入所説明会

入所する前に、児童及び保護者に対し放課後児童クラブの運営方針、年間計画等について説明を行うこととします。

また、指導員は保護者と面談をして、登室・降室の方法、児童の健康状態、家庭の状況等について把握することとします。

Ⅲ 指導員に関すること

1 指導員に関すること

放課後児童クラブには放課後児童クラブの目的と役割を理解する指導員を配置します。また、指導員以外の必要な職員を配置することとします。

指導員は、原則として児童数30名までは2名以上、40人までは3名以上を配置することとします。なお、この中に、以下に示す常勤の専任指導員が含まれるようにします。また、障害がある子どもが入所する場合は、必要に応じて加配することとします。

(1) 資格

常勤及び専任の指導員は下記のいずれかに該当する者としてします。

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭、養護学校教諭免許を有する者
- ③ 臨床心理士、児童指導員、母子指導員等の職歴を有する者

非常勤職員については以下のいずれかに該当する者を望ましい者としてします。

- ① 子育て経験者
- ② 学生（教育に関わる学習を履修している）
- ③ その他子どもの遊びや生活に関わる経験者

- ここでいう「常勤」とは、継続した勤務の形態があり、一定の勤務時間が保障されていること。
- 「専任」とは、他の業務を兼務することなく、放課後児童クラブ(学童保育)の事業に専念できるように配置されていること。
(実態として年間1800時間程度のフルタイム勤務が望ましいところです。)

(2) 職務範囲

指導員は適切な遊びや生活の場を与えて子どもの成長・発達を図るために下記の業務を行います。

- ① 子どもの保育
- ② 子どもの出欠の管理、保育日誌の作成、保護者への連絡先の把握
- ③ おたよりや連絡帳など保護者への保育報告
- ④ おやつ(副食)の準備

- ⑤ 防災対策・不審者対策と安全指導及び避難訓練の実施
- ⑥ 職員会議
- ⑦ 年間、月間計画の作成
- ⑧ 学校、地域、行政との連絡・連携
- ⑨ 施設・設備など環境整備
- ⑩ 諸経費の管理・運用
- ⑪ 勤務予定表の作成
- ⑫ 子どもの成長と発達を向上させるための学習・研修、遊びの研修
- ⑬ 保護者懇談会の開催

(3) 労働条件について

- ① 指導員の労働時間は1日8時間以内、1週間40時間以内とします。(労働基準法第32条)特に、春休み、夏休み、冬休みなどの学校の長期休業中については、短時間の指導員を別途配置するなど労働時間が過大にならないよう運営責任者(設置者)は注意することとします。
- ② 年次有給休暇(労働基準法第39条)等休暇を付与します。なお、指導員が休暇を取る際に、代替の指導員が配置できるように運営責任者(設置者)は体制を整備するよう努めることとします。
- ③ 指導員は年1回健康診断を受けなければなりません。また、その経費については、運営責任者(設置者)の負担とします。

(4) 指導員のモラル

指導員は、子どもの成長と発達を支援する重要な役割を担っていることを自覚し、下記に掲げる事項を守ることとします。

- ① 指導員は、子どもに体罰を与えないこと。
- ② 指導員は、体型、容姿、性別、障害、国籍等についての差別的言動など、子どもの人格・人権を傷つけないこと。
- ③ 指導員は、子ども・保護者に関する個人情報及び指導員として知り得た守秘義務を負うこと。
- ④ 指導員は、教材費などの雑費、おやつ代、その他経費について適切に取り扱うこと。

2 指導員の研修

指導員の資質の向上、専門性を高めるため指導員の研修を行うこととします。なお、研修は勤務の一環として行い、研修に関する費用は設置者（運営責任者）が負担することとします。

（1）研修の機会の保障

- ① 設置者（運営責任者）は指導員の資質の向上のために研修を実施することとします。
- ② 設置者（運営責任者）は、県、市町村、大学などの他の機関が実施する放課後児童クラブに関連する研修会に指導員が参加する機会を確保することとします。
- ③ 指導員は専門性を高めるため自主研修を行い、自己研鑽に努めることとします。

（2）研修の内容

- ① 指導員全員に共通する課題について年数回定期的に行う研修
- ② 新任者向け、地域や各放課後児童クラブ特有の課題に応じた内容の研修
- ③ 障害を持っている子どもを理解し、放課後児童クラブでの生活を支援するための研修
- ④ 指導員が情報交換、事例研究をし、放課後児童クラブの運営に関する現状、課題に対し共通認識を持つための研修

IV 保育（事業の運営・管理）

1 保育内容

（1）登室、降室について

子どもの安全に配慮し、保護者と指導員が、何時に、どのような方法（集団登室・降室、道順、保護者のお迎え等）で行うのかを週単位（月単位）であらかじめ明確にしておくこととし、当日の時間の変更については、保護者から指導員に連絡することとします。

また、障害を持っている子どもなど自力で登室するのが難しい場合には、設置者（運営責任者）は、安全に登室できるように配慮することとします。特に、1年生の入室当初は学校と連携して安全に登室できるよう対応することとします。

なお、降室時のお迎えでは、指導員と保護者とのコミュニケーションを大切に、保護者が迎えに来られない児童については帰宅時の安全を十分に確保することとします。

（2）出欠について

指導員は出席簿を使用し、子どもの出欠の管理を行います。

欠席の場合は、保護者から連絡をもらうこととし、連絡が無く登室しない場合は、保護者・学校と連絡をとり、児童の状況を把握することとします。

（3）おやつ・食事について

放課後児童クラブは子どもの生活の場であることから、副食的な意味合いを持つおやつや食事は空腹を満たすだけでなく、子どもの成長にあわせるよう配慮することとします。なお、子どもの生活を考えて、行事や季節などを織り込むよう努めるものとします。

また、アレルギー体質の子どものおやつ・食事は、保護者と事前に協議をして、調整することとします。

昼食の対応については保護者と連絡を取り、適切な措置をとることとします。

（4）子どもの健康管理

指導員は事前に子どもの健康状況を観察し、健康を管理します。

具合が悪いと考えられるときは、体温や普段と異なる様子などに注意し、保護者と連絡を取り迎えに来てもらうなど、子どもが安心して回復にむかえるよう配慮することとします。

なお、必要な衛生機材を常備しておくこととします。（体温計、ガーゼ、包帯など）

(5) 子どもの活動

子どもの活動は、子どもの成長・発達に応じたものであり、放課後児童クラブはその成長に対応した放課後の生活の場、安心できる場になるよう努めるものとします。

また、子どもが主体の行事や遊びをつくりだし、異年齢集団の良さを活かした子どもの自立や自治を育てるような活動を支援することとします。

(6) 運営方針・事業計画

放課後児童クラブの運営にあたり、設置者が主体となって運営の基本的枠組みと目指すべき保育の方向性を示した運営方針を定めることとします。また、実際の運営にあたっては、各クラブに、設置者、運営責任者、指導員、保護者が協議をして年度ごとに事業計画を作成することとします。

(7) 保護者との協力

活動内容については、お便りや連絡帳などを通して保護者への周知を図るとともに、保護者の参加ができるような活動を計画に織り込み、保護者も共に子育てに関わることができるように配慮することとします。

また、放課後児童クラブは保護者も共同で創り上げるという意識を共通して持つよう、保護者の組織（保護者会）をつくり、保護者と指導員の協議の場を設けることとします。

(8) 地域との交流

地域の行事に参加するなど、指導員と保護者が協働して、地域住民、近隣住民との関係づくりに努めることとします。また、生活や遊びの内容を豊かなものにしていくために、施設外保育を含め地域の資源（自然、人材、農地と作物等）を積極的に活用することとします。

2 子どもの安全管理

(1) 体制の整備

子どもの安全を守るために、防災及び防犯の観点から日常的な危険回避（防止）と、危険との遭遇や事故・怪我の対応（危機対応）の2つの面から体制を整備し、判断基準、責任者、連絡体制（学校と放課後児童クラブ、指導員と保護者）及び、現場での対応手順を決めてマニュアル（文書）化し、定期的に見直しすることとします。

特に緊急時には、保護者と指導員の連絡を携帯電話やメールを活用して、速やかに行えるよう整備します。また、小学校、警察、消防及び行政機関等との相互の連絡体制をつくることとします。

(2) 傷害保険等の加入

放課後児童クラブ設置者は、やむをえない事故等によって生じた事態に対応するため、傷害保険に加入することとします。

3 保護者の保育参加と保護者会の設置

放課後児童クラブは子どもを預かるだけ・預けるだけの託児的機能をはたす場所ではなく、放課後の子どもの生活をより豊かにするために保護者と運営責任者（設置者）及び指導員がともに子育てを行う場所であると同時に、子育てを通して大人も共に育ち合う関係をつくりあげることができる場所でもあります。

そのためには放課後児童クラブの運営に対し、保護者が組織的に事業に参画するための保護者会の設置は欠くことのできないものとなります。

運営責任者（設置者）、保護者、指導員は以下のような観点に配慮して、保護者の保育参加を行うこととします。

- ① 保護者は、放課後児童クラブ事業に主体的・積極的に支援することが出来るように保護者会を組織し、運営については保護者が責任を持つこととします。
- ② 運営責任者（設置者）は、保護者会と連絡・協議を図り、保育内容の充実に努めることとします。
- ③ 運営責任者（設置者）、指導員、保護者代表との3者協議会を定期的を実施して、放課後児童クラブの充実・発展に努めることとします。
- ④ 運営責任者（設置者）と保護者会とで事前に保育室使用の取り決めを行い、保護者会活動として、夜間や休日にも保育室を利用できるようにすることとします。

4 苦情・要望への対応

保護者や地域の住民から放課後児童クラブの運営等に関し様々な苦情や要望、意見が寄せられることが考えられます。運営責任者（設置者）や指導員の対応が適切でなければ、地域に支えられ、保護者とともに子育てをするという放課後児童クラブの主旨がうまく反映されないことも考えられます。

運営責任者（設置者）や指導員、市町村が、放課後児童クラブ設置の主旨に則り、地域や保護者の協力が得られるよう苦情・要望の解決にあたる必要があります。

（１）苦情・要望の範囲

苦情・要望の範囲は、クレーム、問題の解決を求めるもののみならず、感情的な不平不満、考え方のズレ、コミュニケーションの不足による行き違い、放課後児童クラブに関する提案、連絡帳による示唆などさまざまなものを含んでいます。

（２）苦情・要望を聞き取る姿勢

放課後児童クラブは成長・発達する子どもを対象とする事業なので、柔軟な対応が求められます。また、多様な子育て観を持つ保護者がともに子育てを行うので、行き違いが生じることはあります。さまざまな意見を受けとめ、話し合いをすることによって、よりよい放課後児童クラブの運営が出来るという認識が必要です。

（３）苦情・要望に対応する体制

苦情・要望に対応するため次のような体制を整えることとします。

- ① 保護者が苦情・要望を訴えるための方法をあらかじめ入所案内などに明示しておきます。
- ② 苦情・要望の内容をよく聞き取り、解決にむけて十分な話し合いを持つこととします。
- ③ 場合によっては、保護者代表、運営責任者（設置者）、指導員、市町村の担当者を含めて対応を協議することとします。
- ④ 苦情・要望に関しては、個人情報に配慮しつつできるかぎり保護者全員に周知するように透明性を確保することとします。

（４）苦情・要望への対応から生まれる効果

苦情・要望を話し合うことで、以下のような効果を生み出せるようにすることを保護者にも周知し、苦情を出し、要望を提言してもらえるようにします。

- ① 苦情について話し合うことは、保育の質的向上につながります。
- ② 新しいアイデアを生みだし、放課後児童クラブを活性化します。
- ③ 保護者とともに放課後児童クラブをつくりあげていくという実感をお互いが確認できます。
- ④ 問題の解決を目指すことにより、子どもだけでなく、大人も成長することが出来ます。